

農業技能実習評価試験の実施状況

令和6年7月12日

一般社団法人 全国農業会議所
農業技能実習評価試験事務局

1. 平成27～令和5年度試験実績

試験実績		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
初級	受験者数	8,995	10,282	11,730	11,706	15,438	9,806	6,206	9,741	10,319	2,915
	最終合格者数	8,412	9,645	11,131	10,942	14,091	9,030	5,713	9,647	10,112	2,838
中級	受験者数	1	13	24	55	49	80	58	15	43	0
	最終合格者数	0	12	12	3	11	31	33	7	27	0
専門級	受験者数	34	146	2,262	7,127	9,711	10,686	8,990	6,409	4,078	400
	最終合格者数	11	116	1,593	6,220	8,629	9,696	8,232	6,233	4,009	366
上級	受験者数	—	—	—	—	216	1,084	1,048	1,644	1,976	383
	最終合格者数	—	—	—	—	107	535	555	982	1,092	219

注：令和6年度は、6月末時点

2. 平成27～令和4年度 試験申請監理団体数および試験申請実習実施者数の推移

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
監理団体数	554	621	691	757	844	894	910	965	975
実習実施者数	4,506	5,064	6,017	7,392	8,572	7,760	7,663	7,366	6,828

3. 令和5年度 受験者の都道府県別・作業別人数 上位10道県

【初 級】

(単位：人)

	施設	キノコ	畑作	落葉果	常緑果	養豚	養鶏	酪農	合計
1 茨 城	788	8	<u>1,111</u>	6	0	43	48	55	1,805
2 熊 本	<u>904</u>	2	189	<u>20</u>	<u>11</u>	13	16	34	985
3 北海道	214	21	95	5	0	28	48	<u>343</u>	757
4 千 葉	137	12	262	0	0	<u>54</u>	55	58	733
5 鹿児島	83	0	307	0	2	23	61	5	451
6 福 岡	314	3	96	7	5	7	27	16	449
7 群 馬	40	7	331	4	0	27	29	29	432
8 愛 知	331	0	43	1	1	10	40	32	383
9 長 野	152	<u>87</u>	158	10	0	1	5	16	318
10 宮 崎	97	12	174	4	0	16	<u>69</u>	7	282
全国合計	3,060	152	2,766	57	19	222	398	595	7,269

注：下線は、作業ごとの最上位数

【専門級】

(単位：人)

	施設	キノコ	畑作	落葉果	常緑果	養豚	養鶏	酪農	合計
1 茨 城	390	5	405	1	0	26	13	26	866
2 熊 本	252	2	57	0	9	4	2	25	351
3 北海道	31	15	20	0	0	10	1	209	286
4 千 葉	92	6	107	0	0	30	22	23	280
5 愛 知	134	1	15	0	0	6	14	19	189
6 鹿児島	33	0	112	0	0	16	18	6	185
7 福 岡	85	9	38	4	0	1	7	11	155
8 群 馬	16	9	109	0	0	8	9	4	155
9 長 野	12	80	41	2	0	0	4	7	146
10 宮 崎	43	17	53	1	0	12	10	0	136
全国合計	1,088	144	957	8	9	113	100	330	2,749

【上 級】

(単位：人)

	施設	キノコ	畑作	落葉果	常緑果	養豚	養鶏	酪農	合計
1 茨 城	135	0	<u>184</u>	1	0	18	<u>21</u>	6	365
2 熊 本	<u>152</u>	0	44	<u>2</u>	0	1	1	7	207
3 福 岡	107	2	17	0	0	0	3	9	138
4 千 葉	42	4	38	0	0	<u>23</u>	14	7	128
5 北海道	21	0	6	0	0	7	4	<u>67</u>	105
6 香 川	4	0	73	1	<u>2</u>	2	13	2	97
7 群 馬	24	0	46	<u>2</u>	0	6	2	3	83
8 新 潟	44	<u>32</u>	0	0	0	2	0	0	78
9 栃 木	26	0	7	0	0	2	1	36	72
10 長 野	22	15	31	1	0	0	0	3	72
全国合計	577	53	446	7	2	61	59	140	1,345

4. 令和5年度 受験者の国別・作業別人数 上位5国

【初 級】

(単位：人)

	施設	キノコ	畑作	落葉果	常緑果	養豚	養鶏	酪農	合 計
1 ベトナム	<u>1,618</u>	<u>209</u>	1,229	<u>64</u>	<u>27</u>	<u>108</u>	<u>294</u>	<u>302</u>	3,851
2 インドネシア	933	69	<u>1,268</u>	16	13	69	228	240	2,836
3 カンボジア	573	28	499	8	1	17	45	49	1,220
4 フィリピン	459	4	293	13	8	49	81	124	1,031
5 中 国	382	26	213	3	0	14	23	53	714
全国合計	3,965	336	3,502	104	49	257	671	768	9,652

【専門級】

(単位：人)

	施設	キノコ	畑作	落葉果	常緑果	養豚	養鶏	酪農	合計
1 ベトナム	691	240	622	24	14	114	171	187	2,063
2 中国	386	78	311	1	0	24	40	87	927
3 インドネシア	124	20	233	0	1	15	43	49	485
4 カンボジア	106	22	116	1	1	2	8	14	270
5 フィリピン	102	3	50	0	4	6	9	44	218
全国合計	1,409	363	1,332	26	20	161	271	381	3,963

【上 級】

(単位：人)

	施設	キノコ	畑作	落葉果	常緑果	養豚	養鶏	酪農	合計
1 ベトナム	280	24	126	6	4	44	88	35	607
2 フィリピン	226	12	152	7	5	40	35	83	560
3 インドネシア	69	12	127	0	2	8	39	31	288
4 中 国	110	6	97	0	0	3	8	19	243
5 カンボジア	91	8	83	1	0	2	3	16	204
全国合計	776	62	585	14	11	97	173	184	1,902

農業関係技能実習の運用状況及び育成就労法に対する要望事項等

公益社団法人日本農業法人協会

I. 農業関係技能実習の運用状況

1. 失踪対策等

(1) 最近 10 年間の失踪発生状況 (2013 年度～2023 年度)

①失踪者数・率

21 名失踪 (入国者数のべ 1,150 名、失踪率 1.8%)

②国籍別

ベトナム 16 名 (入国者数のべ 193 名、失踪率 8.3%)

インドネシア 3 名 (入国者数のべ 440 名、失踪率 0.7%)

タイ 2 名 (入国者数のべ 315 名、失踪率 0.01%)

中国 0 名 (入国者数のべ 195 名、失踪率 0%)

フィリピン 0 名 (入国者数のべ 7 名、失踪率 0%)

③男女別

男性 8 名 (入国者数のべ 672 名、失踪率 0.01%)

女性 13 名 (入国者数のべ 478 名、失踪率 2.7%)

※上記のとおり、ベトナムが突出して失踪率が高く、性別では女性が若干高い傾向が見られた。上記以外で、配偶者・子供の有無、年齢等に分けてみたが、顕著な差は見られなかった。

(2) 具体的な失踪対策

①家族説明会の実施。

これまで、面接合格者のうち、訪問可能な家を選択し家庭訪問を行ってきた。この家庭訪問は、家族と雇入れ企業・監理団体の信頼関係の構築に大変寄与しており、家庭訪問を実施した実習生からはほとんど失踪者を出していない。

しかしながら、全合格者の家庭訪問を実施するのはほぼ不可能であるので、逆に家族の方々に集合してもらえるよう説明会を実施することとした。

ベトナムでは、2022 年 9 月より、面接合格者全員の家族を対象に実習制度の内容、失踪のデメリット等を説明している。その結果として、2022 年 9 月以降に採用したベトナム人実習生からは失踪者が出ていない。

②送出し機関の変更

失踪者が多い送出し機関からは新規採用せず、新しい送出し機関と契約しそこから新

規に入れるようにしている。

送出し機関 A 失踪者数 13 名（入国者数 99 名、失踪率 13.1%）

送出し機関 B 失踪者数 3 名（入国者数 103 名、失踪率 2.9%）

③失踪防止教育の強化

入国後講習にて、徹底して失踪の不利益について説明している。同様に、送出し機関にも失踪防止の教育を強化するよう依頼している。

④ミスマッチ防止

求人段階で、作業内容の動画や写真、寮の写真、平均の賃金（手取り額）を公開し、ミスマッチが起きないようにしている。

⑤徹底したシアリングの実施

失踪が発生した場合、現地にて同僚の実習生や実習実施者等の関係者からヒアリングを実施している。家族にも連絡し、失踪者本人に繋がる情報の把握、家族からの説得等について依頼。

また、警察等で拘留された場合も面会を実施し、失踪に至った理由や失踪後の状況をヒアリングしている。

⑥失踪防止マニュアルの作成・配布

⑤で把握した事実を基に、失踪防止マニュアルを作成し実習実施者に配布している。

2. 就労環境の整備

(1) 「人権方針」の策定

誰もが、安心して働ける就労環境を目指す一環として、当協会並びに当協会会員が取り組む人権方針を作成し公表している。

あわせて、「農業分野における「ビジネスと人権」対応マニュアル～農業版人権デューデリジェンス・チェックシート付き～」を作成し公表している。

(2) 人事制度活用に向けた研修会の実施

就労環境整備の一環として、人材確保や育成の一助となるよう、人材育成制度・人事評価制度等の一連の人事制度の研修会を実施している。

II. 育成就労法に対する要望事項

別紙「技能実習制度および特定技能制度の在り方にかかる基本的考え方について（改訂版）」参照。

農業関係技能実習の運用状況及び育成就労法に対する要望事項

令和 6 年 7 月

JA 全中 営農・担い手支援部

1. 農業関係技能実習の運用状況

- 農作業請負方式については、他産業分野の技能実習生等が取組 J A に対し、受け入れを希望する外国人材グループが相談に訪れる等、J A の行う実習内容および生活支援に関する満足度が高いことが窺われる。
- 監理団体については、昨今の経済・雇用環境や育成就労制度創設にともない、中期的には運営継続に懸念が生じる監理団体が発生すると思われる。については、技能実習生および受け入れ農業者が安心して活動できるよう、政府として監理団体の統廃合等が円滑に進むよう、支援が必要である。
- 外国人材が抱える生活面の主な課題として、「農村における日常生活および実習先と近接する住居確保」「農村における交通インフラの弱体化」「外国人材間の生活面におけるトラブル」「農村における日本語能力の向上」等がある。
また、政府による検討が進む被用者保険の適用拡大についても、雇用条件の変更や可処分所得等との関係から外国人材が不安を感じている。
技能実習生および受け入れ農業者が安心して活動できるよう、政府・地方自治体による支援が必要である。
- 失踪が生じないよう外国人材に関係者が寄り添った対応をしていることを前提として、政府が失踪者の不法就労が行われない環境を全産業横断的に整備していく必要がある。
茨城県では「茨城県来日外国人不法滞在・不法就労防止対策協議会（会長：J A 茨城県中央会）が設置され、J A グループ茨城をはじめとする農業団体のほか漁業・水産・林業・中小企業・建設関係団体や県庁・県警・労働局・東京出入国在留管理局出張所等が参画している。

2. 育成就労法に対する要望事項

- 農業労働力支援協議会（日本農業法人協会・全国農業会議所・弊会を含むJAグループ全国機関により構成）において、農業団体共通の考え方を取りまとめることを目的に「技能実習制度および特定技能制度の在り方にかかる基本的考え方」を整理している。

そのため、同協議会事務局である日本農業法人協会より説明いただくことから、割愛する。

以上